

# 介護老人保健施設いずみ 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション) 運営規程

(事業の名称・所在地等)

第1条 当事業の名称・所在地等は次のとおりである。

- (1) 施設名 社会医療法人社団医善会 介護老人保健施設いずみ
- (2) 事業名 訪問リハビリテーション 介護予防訪問リハビリテーション
- (3) 事業所番号 1372106367
- (4) 許可年月日 平成19年5月1日
- (5) 所在地 東京都足立区西新井5丁目35番2号
- (6) 電話番号/FAX 番号 03-5838-2277/03-5838-2278

(営業日・営業時間)

第2条 営業日・営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日は、年末年始及び祝日を除いた週6日間(月曜日～土曜日)とする。
- (2) 営業時間を午前8時30分から午後5時までとする。

(業務の実施地域)

第3条 訪問に要する時間の関係から、業務の実施地域を足立区と荒川区東尾久とする。

(運営規程設置の主旨)

第4条 「介護老人保健施設いずみ」(以下、「当施設」という)は、社会医療法人社団医善会(以下、「当法人」という)が運営する施設である。当施設による適正な訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスの提供を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第5条 当施設及び当事業は、要介護状態(介護予防では要支援状態)と認定された利用者(以下、「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨に従った訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)サービスを提供する。このサービスは、利用者の身体機能の維持向上を図るとともに、利用者やその家族の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針の概略)

第6条 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)における運営方針の概略は、次のとおりである。

- (1) 当事業におけるサービス提供に先立ち、利用者・家族等に対して、サービス提供と関係するさまざまな事項について説明を行う。
- (2) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)は、施設医師の診療に基づいて作成されたリハビリテーション計画書に沿って提供する。リハビリテーション計画書を作成する際には、入院中の医療機関担当医師やリハビリテーション専門職からのリハビリテーションに関する情報、在宅療養かかりつけ医からの診療情報等も活用する。さらに、利用者・家族等の要望が十分に反映されたものになるように努めるものとする。

- (3) 正当な理由なく、訪問リハビリテーションの提供を拒むことはない。
- (4) 災害発生等、やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施日時を変更しない。
- (5) 利用者の尊厳保持、権利擁護、高齢者虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、リハビリテーション専門職に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- (6) 利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他傷の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対する身体拘束を行わない。
- (7) 利用者の個人情報保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）サービス提供で得た利用者等の個人情報については、サービス提供以外での利用は原則行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又は利用者を保証する者（以下、「保証人」という。）の了承を得るものとする。
- (8) 事故発生の防止と発生時の適切な対応等の安全管理体制を整備する。
- (9) 新興感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を維持するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画を策定し、必要な訓練を行う。
- (10) 居宅介護支援事業者、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）、保健医療福祉サービス提供者、関係市区町村等と綿密な連携を図り、利用者が地域において適切なサービスを受けることができるように努める。

（従業者の職種と人数）

第7条 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）に関わる従業者の職種・員数又は常勤換算数は次の通りである。必置職については法令の定めるところによる。

施設医師	常勤(兼務)	1名		
理学療法士	常勤専従	1名	常勤(兼務)	1名以上

（サービスの概略）

第8条 当施設及び当事業の訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）におけるサービス概要は、次のとおりである。

- (1) 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、リハビリテーション計画に基づいて行われる。リハビリテーション計画は、施設医師の診療に基づいて作成されるものとし、医療機関に入院していた場合にあっては、医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、その内容を計画書に反映させるものとする。
- (2) 医療機関に入院している者が、在宅復帰後に本訪問リハビリテーション（介護予防リハビリテーション）を利用する場合にあっては、医療機関で行われる退院前カンファレンスへの参加とその際の退院時共同指導を行うものとする。
- (3) 当施設の訪問リハビリテーションは、週1～3日、1日あたり20分～40分を基本とする。
- (4) 退院・退所後または認定日から3ヵ月以内の利用者に対しては、自宅における日常生活動作の自立性を早期から向上させるため、短期集中リハビリテーション（介護予防短期集中リハビリテーション）加算を算定する。短期集中リハビリテーション加算については、1週間に概ね2日以上、1日あたり20分以上のリハビリテーションを提供する。一方、介護予防短期集中リハビリテーション加算については、退院・退所後または認定

日から1ヵ月以内の利用者に対しては、1週間に付き概ね2日以上、1日あたり40分以上、退院・退所後または認定日から1ヵ月超3ヵ月以内の利用者に対しては、1週間に付き概ね2日以上、1日あたり20分以上のリハビリテーションを提供する。

- (5) 認知症であると医師が判断した利用者であり、かつ生活機能の改善が見込まれると判断される利用者に対しては、応用動作能力や社会適応能力を最大限に生かしながら、生活機能も改善を支援するために認知症短期集中リハビリテーション実施加算（介護予防を除く）を算定する。なお、退院・退所日又は訪問開始日から3ヵ月以内の間に、1週間に2日を限度とする。
- (6) リハビリテーション会議の定期的開催、施設医師からの利用者及び家族等へのインフォームドコンセント、厚生労働省の科学的介護情報システム（LIFE）への情報提出及びフィードバックデータの活用、「リハビリテーション・口腔衛生・栄養管理」の一体的な情報共有等のリハビリテーションマネジメント（介護予防を除く）を適切に実施する。
- (7) 効果的な訪問リハビリテーションの提供に努めるとともに、通所系介護サービスへの移行支援に取り組む。（ただし、介護予防除く。）

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第9条 当事業は、サービス提供時の事故発生防止の指針を定め、そのための体制を構築・整備する。また、事故発生時には、必要かつ適切な対応を行う。

2 入院・通院治療に至る事故や、感染症が発生した場合には、速やかに東京都・保険者である足立区、利用者が住民登録をしている区市町村への事故報告を行い、助言・指導を受けながら速やかな事故解決及び再発防止に努める。

3 事故発生防止のための委員会を毎月開催し、さらに年2回以上の研修を実施する。

（高齢者虐待防止対策）

第10条 当事業は、利用者の尊厳保持、権利擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、指針の整備、委員会の設置、定期的な研修の実施等の必要な措置を講ずる。

2 高齢者虐待防止法に基づき、虐待が疑われる場合等においては速やかに区市町村への通報するものとする。

（身体拘束等適正化の推進）

第11条 当事業は、原則として利用者が自傷他傷の恐れがある場合を除き、利用者に対する身体拘束を禁止する。

2 身体拘束適正化の推進に向け、指針の整備、委員会の設置、年2回以上の研修実施に努める。

（苦情及び要望への対応）

第12条 当事業は、提供するサービスが利用者本位のものとなることを目的に、利用者及び家族等からの苦情やサービスに関する要望等を受け付ける。

2 苦情受付担当者、苦情対応責任者、苦情解決責任者を設置し、適切に苦情等に対応する。

3 接遇及びサービス提供の在り方、苦情等への対応を検討するための委員会の開催や定期的な研修を実施する。

(ハラスメントの防止)

第13条 当事業においては、適切な介護保険サービスの提供を確保する観点から、性的な言動、優越的な関係を利用した言動等のハラスメント防止に努める。

- 2 利用者及び家族、従事者等に対し、ハラスメントの防止に向けた啓蒙を行う。
- 3 ハラスメントに関する指針の整備、委員会の設置、定期的な研修等の必要な装置を講ずるものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第14条 当事業の従事者に対して、本事業を担当しなくなった後においても、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように就業規則並びに指針で規定し、個人情報保護と情報漏えいに関する指導教育を適時行うものとする。

- 2 従事者が就業規則及び関係法令に反した場合は、適切に処分等を課す。
- 3 個人情報漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがあるときは、個人情報保護委員会（行政機関）への報告及び利用者等へ通知するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 当事業は、新興感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための業務継続計画（BCP）を作成し、必要な訓練を年2回以上実施するとともに、計画の見直しも定期的に行う。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第16条 サービス利用に当たって、宗教活動・政治活動・商業活動は禁止とする。

- 2 金品の授受を禁止する。

(利用者負担に関する事項)

第17条 当施設は、サービス提供の対価として、利用者および利用者を保証する者（以下、「保証人」という）に介護保険給付の利用者負担額を支払っていただく。支払い額の詳細については、別に定める料金表及び利用料金に関する重要事項説明書等による。

(従事者の服務規律等)

第18条 当事業の従事者に対する服務規律等は、次のとおりである。

- (1) 従事者は、介護保険関係法令、個人情報保護法等を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
  - ①利用者の人格を尊重し、親切丁寧を旨とした責任ある対応を行うこと。
  - ②常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
  - ③お互いに協力し合い、業務に対する研鑽を積むこと。
- (2) 従事者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者・家族・保証人に関する情報を漏洩してはならない。なお、個人情報の利用は、個人情報保護法に則った当法人の個人情報保護方針に基づいて、介護関係事業者が担うべき範囲に限定する。
- (3) 当法人は、従事者の資質向上のために、研修の機会を確保する。
- (4) 従事者は、年1回の健康診断とストレスチェックを受診しなければならない。
- (5) 車両を運転する従事者は、安全運転管理者に対し運転免許証を定期的に提示するとともに、運転開始前における車両の点検・健康状態の把握・アルコールチェック結果を

報告しなければならない。

(6) 従事者の就業に関する事項は、当法人の就業規則による。

(その他運営に関する事項)

第13条 当施設のその他運営に関する事項は、次のとおりである。

- (1) 運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用者負担の額、要望・苦情への対応、個人情報保護、プライバシー保護などについては、事業所内に掲示する。さらに、運営規定の概要等の重要事項等についてはホームページ又は介護サービス情報公表システム上で閲覧が完結するように掲載・公表する。
- (2) 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)に関連する政令・省令・通知・本運営規程に定めのない事項については、当法人の役員会等において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和6年6月1日より施行する。